

平成 17 年度高岡市人事行政の運営等の状況

高岡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 17 年条例第 29 号）第 6 条の規定に基づき、平成 17 年度における高岡市人事行政の運営等の状況について、次のとおり公表します。

平成 18 年 9 月 29 日

高岡市長 橋 慶一郎

1 任免及び職員数に関する状況

(1) 職員数の状況（各年 4 月 1 日現在）

職員数の状況は、次の表のとおりです。

(人)

部門	区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成 17 年	平成 18 年		
一般行政部門	議 会	13	12	1	・ 合併に伴う事務執行体制の統合
	総務企画	218	205	13	・ 合併業務、国勢調査の終了、市史編さん業務の休止
	税 務	71	69	2	・ 納税貯蓄組合の解散に伴う事務の合理化、市 税収納業務の非常勤化
	民 生	385	368	17	・ 保育士の配置体制の見直し、老人福祉施設の 業務体制の見直し、事務事業の見直し
	衛 生	205	206	1	・ 環境政策の体制強化
	労 働	3	3		
	農林水産	42	38	4	・ 高岡市農業振興事業団解散に伴う職員派遣の廃止
	商 工	36	36		
	土 木	137	134	3	・ 職員派遣の見直し、用地交渉事務の執行体制の見直し
	小 計	1,110	1,071	39	
特別行政部門	教 育	249	240	9	・ 中学校給食調理業務の委託化、職員派遣の見直し
	消 防	209	209		
	小 計	458	449	9	
公営企業等 会計部門	病 院	480	481	1	・ 医療・看護体制の充実
	水 道	89	87	2	・ 合併に伴う料金システム変更業務の終了
	下 水 道	47	47		
	そ の 他	54	53	1	・ 医療助成担当の廃止及び事務移管
	小 計	670	668	2	
一部事務組合などへ派遣	19	12	7	・ 職員派遣の見直し	
合 計	2,257	2,200	57		

職員数は一般職に属する職員の実数であり、平成 18 年数値においては、地方公共団体定員管理調査上の総数 2,189 人から教育長 1 名を除き、一部事務組合等派遣職員 12 名を含む。また、市職員の身分を保有する休職者及び派遣職員などを含み、臨時及び非常勤職員を除く。

平成 17 年の職員数は、合併前の旧高岡市、旧福岡町の職員数の合計である。

(2) 任用の状況

平成 17 年度における新規採用者数は、79人です。

(旧高岡市 79人、旧福岡町 0人、高岡市 0人)

「新規採用者数」とは、平成 17 年度に新たに高岡市の職員として採用され、各任命権者の部局に配属された者の数であり、他の自治体からの出向者及び旧高岡市並びに旧福岡町での採用者を含み、定年退職者等の再任用及び市町合併に伴う任用を除きます。

(3) 離職の状況

平成 17 年度における退職者数は、126人です。

(旧高岡市 13人、旧福岡町 2人、高岡市 111人)

「退職者数」とは、平成 17 年度に高岡市職員の身分を失った者の数であり、他の自治体への出向戻し及び旧高岡市並びに旧福岡町での離職者を含み、再任用者の任期の到来による離職及び市町合併に伴う失職を除きます。

(4) 異動の状況

平成 17 年度における異動数は、813人(うち昇任134人)です。

旧高岡市 759人(うち昇任 130人)
旧福岡町 44人(うち昇任 3人)
高岡市 10人(うち昇任 1人)

市町合併に伴う職員配置は、異動数に含めません。

監理主査、主査、主任等への昇任は、「うち昇任」件数に含めません。

2 競争試験及び選考の状況

平成 17 年度に実施した競争試験及び選考の状況については、次の表のとおりです。

職種		募集人数	申込人数	倍率	採用者数
事務職	大卒	7	219	31.3	7
	短・高卒	1	18	18.0	1
	身体障害者 (大卒)	1	0	-	0
	身体障害者 (高卒以上)	2	4	2.0	2
技術職		1	10	10.0	1
消防職	大卒	2	37	18.5	2
	短・高卒	2	12	6.0	2
保育士		7	136	19.4	8
薬剤師		1	2	2.0	1
臨床検査技師		1	18	18.0	1
理学療法士		1	5	5.0	1
臨床工学技士		1	2	2.0	1
看護師		19	41	2.2	27

調理員	2	20	10.0	2
用務員	1	22	22.0	1
業務員	2	15	7.5	2
合計	51	561	11.0	59

旧高岡市と高岡市における状況です（旧福岡町では実施なし）。

看護師選考は2度実施しており、その合計です。

採用者数は、募集以後の退職動向、採用予定者の辞退等の要因により、募集人数と異なる場合があります。

3 給与の状況

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	平成17年度
住民基本台帳人口（H18.3.31）	182,214 人
歳出額（A）	61,479,536 千円
人件費（B）	13,523,104 千円
人件費率（B/A）	22.0 %

普通会計とは、地方公共団体間の財政比較ができるように地方財政統計上統一的に用いられている会計区分をいい、一般会計とは異なります。なお、決算額は平成17年度中に旧高岡市、旧福岡町及び「高岡市」で支給された一般職員の給与・共済費及び三役・議長等の特別職に支給された給料・報酬等を合算した額です。

(2) 職員給与費の状況（普通会計予算）

区分	平成18年度	
職員数（A）	1,472 人	
給与費	給料	6,465,160 千円
	職員手当	886,126 千円
	期末・勤勉手当	2,679,510 千円
	計（B）	10,030,796 千円
1人当たり給与費（B/A）	6,814 千円	

職員数および給与費は、当初予算に計上されたものです。

給与費には、特別職、公益法人などへの派遣職員の支給分は含みません。

(3) 平均給料月額及び平均年齢の状況

区分	平成18年4月1日現在	
一般行政職	平均給料月額	378,125 円
	平均年齢	46 歳 9 カ月
技能労務職	平均給料月額	339,378 円
	平均年齢	48 歳 3 カ月

(4) 初任給の状況（平成18年4月1日現在）

区分		初任給
一般行政職	大学卒	170,200円
	高校卒	138,400円

(5) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成18年4月1日現在）

区分		経験年数				
		10年～15年	15年～20年	20年～25年	25年～30年	30年～35年
一般行政職	大学卒	285,400円	354,600円	393,800円	429,800円	453,700円
	高校卒	237,800円	276,800円	344,700円	383,900円	417,200円
技能労務職	大学卒	229,100円	-	-	371,800円	385,600円
	高校卒	201,600円	257,900円	331,600円	353,200円	375,000円

(6) 一般行政職の級別職員数の状況（平成18年4月1日現在）

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	計
標準的な職務内容	事務員 技術員	主事 技師	主査 主任	副主幹 主査	主幹 副主幹	課長 課長補佐 主幹	理事 次長	部長	
職員数	人 22	人 82	人 61	人 132	人 141	人 294	人 17	人 10	人 759
構成比	% 2.9	% 10.8	% 8.0	% 17.4	% 18.6	% 38.7	% 2.3	% 1.3	% 100

「職員の給与に関する条例」に基づく一般給料表適用者の級区分による職員数です。
標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

(7) 昇給期間短縮の状況

区分		一般行政職	技能労務職
平成17年度	職員数 (A)	759人	356人
	普通昇給期間(12カ月～24カ月)を短縮して昇給した職員数 (B)	107人	30人
	比率 (B)/(A)	14.1%	8.4%

(8) 職員手当の状況 (平成 18 年 4 月 1 日現在)

区分	内 容															
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者 月額 13,000 円 ・配偶者以外の扶養親族のうち 2 人各々 月額 6,000 円 ・配偶者のない場合はそのうち 1 人 月額 11,000 円 ・その他の扶養親族 1 人につき 月額 5,400 円 ・扶養親族のうち 16 歳の年度初めから 22 歳の年度末までの子については、1 人につき月額 5,000 円を加算 ・扶養親族でない配偶者を有している場合、扶養親族の 1 人目に月額 500 円を加算 															
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> ・借家等 月額 12,000 円を超える家賃を支払っている職員に対し、負担している家賃の額に応じて最高 27,000 円まで支給 ・持ち家 (世帯主) 1,000 円 (ただし、新築・購入の場合 5 年間は 2,500 円) 															
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> ・交通機関等利用者 最も経済的かつ合理的であると認められる運賃等に応じ、全額支給 (限度額 55,000 円) ・交通用具使用者 距離段階区分に応じ、2,000 円 ~ 24,500 円 															
期末手当 勤勉手当	<p>(平成 17 年度支給割合)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>期末手当</th> <th>勤勉手当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6 月期</td> <td>1.4 月分</td> <td>0.70 月分</td> </tr> <tr> <td>1 2 月期</td> <td>1.6 月分</td> <td>0.75 月分</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>3.0 月分</td> <td>1.45 月分</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・職制上の段階、職務の級等による加算措置 有 		期末手当	勤勉手当	6 月期	1.4 月分	0.70 月分	1 2 月期	1.6 月分	0.75 月分	計	3.0 月分	1.45 月分			
	期末手当	勤勉手当														
6 月期	1.4 月分	0.70 月分														
1 2 月期	1.6 月分	0.75 月分														
計	3.0 月分	1.45 月分														
退職手当	<table border="1"> <thead> <tr> <th>(支給率)</th> <th>自己都合</th> <th>勸奨・定年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>勤続 20 年</td> <td>23.50 月分</td> <td>30.55 月分</td> </tr> <tr> <td>勤続 25 年</td> <td>33.50 月分</td> <td>41.34 月分</td> </tr> <tr> <td>勤続 35 年</td> <td>47.50 月分</td> <td>59.28 月分</td> </tr> <tr> <td>最高限度額</td> <td>59.28 月分</td> <td>59.28 月分</td> </tr> </tbody> </table>	(支給率)	自己都合	勸奨・定年	勤続 20 年	23.50 月分	30.55 月分	勤続 25 年	33.50 月分	41.34 月分	勤続 35 年	47.50 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
(支給率)	自己都合	勸奨・定年														
勤続 20 年	23.50 月分	30.55 月分														
勤続 25 年	33.50 月分	41.34 月分														
勤続 35 年	47.50 月分	59.28 月分														
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分														

特殊勤務手当 (一般会計)	平成 17 年度	手当支給職員割合		53.0%
		支給対象職員 1 人当たりの平均支給年額		62,640 円
		市全体の手当の種類		26 種類
	代表的な手 当の名称	支給額の多い手当 多くの職員に支給されて いる手当	市税賦課徴収手当 ・清掃作業手当 ・危険手当 ・社会福祉施設等業務手当	

超過勤務手当 (一般会計)	平成 17 年度	支給総額	252,265 千円
		支給対象職員 1 人当たり支給年額	215 千円

(9) 特別職の給料・報酬等の状況 (平成 18 年 4 月 1 日現在)

区分		支給月額
給料	市長	1,000,000 円
	助役	830,000 円
	収入役	740,000 円
報酬	議長	645,000 円
	副議長	580,000 円
	議員	545,000 円
期末手当 (支給割合) 6 月期 1.60 月分 12 月期 1.75 月分 <hr/> 計 3.35 月分		

4 勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間 (平成 18 年 4 月 1 日時点における一般職の標準的なもの)
 一般行政職の標準的な勤務時間は、次の表のとおりです。

1 週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間	休憩時間
40 時間	午前 8 時 30 分	午後 5 時 15 分	正午から午後零時 15 分まで及び午後 5 時から午後 5 時 15 分まで	午後零時 15 分から午後 1 時まで

(2) 休暇、休業制度の状況

主な休暇、休業制度の概要及び平成 17 年度における取得状況は、次の表のとおりです。

区分	制度概要等	取得状況
年次休暇	職員の請求に基づき付与される休暇。暦年毎に 20 日を付与。また、20 日を限度として翌年に繰り越すことができる。	平均取得日数 8.5 日
夏季休暇	夏季における諸行事への参加や心身の健康維持等を図るために仕事を休むとき。7 月から 9 月の期間内において 5 日以内。	平均取得日数 4.5 日
ボランティア休暇	自発的かつ無報酬で社会貢献活動を行うとき。1 年に 5 日以内	取得者 0 人
出産付添	妻の出産にとまない、夫である男性職員が病院の入院準備や出生届などといった諸手続、妻の身の世話を必要があるとき。妻が出産のために病院に入院する等の日から出産の日後 2 週間の期間内に 2 日以内。	取得者 2 人
子の看護休暇	小学校就学前の子を養育する職員が、その子のケガや病気を看護するために仕事を休む必要があるとき。1 年に 5 日以内。	取得者 9 人
育児時間	生後 1 歳未満の子を育てる職員が、その子の授乳や保育を行うとき。1 日 2 回、各 30 分。	取得者 0 人

病欠休暇	傷病により仕事を休む必要があるとき。原則 90 日以内。	平均取得日数 2.2 日
介護休暇	配偶者、子、同居の祖父母等が傷病等により日常生活を営むのに支障をきたしている、その介護を行うために仕事を休む必要があるとき。2 週間以上 6 月以内。	取得者 2 人
育児休業	3 歳に満たない子を養育するとき。子が 3 歳に達する日までの期間。	取得者 38 人
部分休業	3 歳に満たない子を養育しつつ勤務するとき。子が 3 歳に達する日までの期間で、始業時又は終業時、1 日を通して 2 時間以内。	取得者 1 人

5 分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況

平成 17 年度の分限処分の状況は、次の表のとおりです。

分限処分とは、公務の能率の維持及びその適正な運営の確保の目的から、職員がその職責を十分に果たすことができない場合に行われる、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分のことをいいます。なお、表中の件数は、旧高岡市及び旧福岡町並びに高岡市における平成 17 年度中の延べ発令件数であり、例えば一人の職員に対し平成 17 年度中に 2 回の休職発令があった場合は、件数を 2 とカウントしています。

区分	降任	免職	休職	降給	計
勤務実績がよくない場合					
心身の故障の場合			51		51
職に必要な適格性を欠く場合					
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合					
刑事事件に関し起訴された場合					

(2) 懲戒処分の状況

平成 17 年度の懲戒処分の状況は、次の表のとおりです。

懲戒処分とは、公務における規律と秩序を維持する目的から、職務上の義務違反など、公務員としてふさわしくない非行があった場合に行われる処分のことをいいます。なお、表中の実績は、旧高岡市及び旧福岡町並びに高岡市における合計です。

戒告	減給	停職	免職	計
				0

6 服務の状況

(1) 営利企業従事許可の状況

平成 17 年度の営利企業従事許可の状況は、次の表のとおりです。

公務員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする私企業等の役員等の地位を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得て事業若しくは事務に従事してはならないとされており、次のいずれにも該当しないと認める場合に限り、例外的に許可を受けることができます。

ア その職員の職と当該営利企業との間に特別な利害関係又はその発生のおそれがある

イ 職務の遂行に支障を及ぼすおそれがある

ウ その他公務員として適当でない認められる

許可件数は、旧高岡市及び旧福岡町並びに高岡市における合計です。

許可件数
232

(2) 職務専念義務免除の状況

平成 17 年度の職員専念義務免除の状況は、次の表のとおりです。

公務員は、その勤務時間中において職務に専念する義務がありますが、法律又は条例で定める以下の区分に該当する場合は、限定的にその免除が認められています。

承認件数は、旧高岡市及び旧福岡町並びに高岡市における合計です。

区分	承認件数
合計	960
研修を受ける場合	20
厚生に関する計画の実施に参加する場合	877
公務災害補償に関する審査請求等をし、又はこれらの審査に出頭する場合	0
勤務条件に関する措置の要求をし、又はその審理に出頭する場合	0
不利益処分に関する不服申立てをし、又はその審理に出頭する場合	0
職員団体の代表者として、当局と交渉を行う場合	16
当局に不満を表明し、又は意見を申し出る場合	0
市の特別職としての職を兼ね、その職に属する事務を行う場合	0
他の地方公共団体、国若しくは地方公共団体が設置する公社等又は市が出資若しくは助成等を行っている公共的団体等の業務に専ら従事する場合	12
国又は地方公共団体の機関、学校その他公共的団体から委嘱を受けて研修、講演等を行う場合	8
その他任命権者が特に必要と認める場合	27

7 研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修の状況

平成 17 年度の職員研修の実施状況は、次の表のとおりです。

旧高岡市及び旧福岡町並びに高岡市における実績です。

研 修 区 分	延べ開講日数	修了者数
階層別研修	78日	303人
新規採用職員研修、吏員研修、主査研修、副主幹研修、主幹研修、課長研修、管理者研修、非常勤職員研修		
専門研修	62日	402人
法務能力研修、接遇能力向上研修、接遇講演会、行政実務実践講座、パソコン研修、政策ディベート研修、管理者特別研修		
その他研修		
派遣研修（自治大学校、環境省、富山県ほか）		21人
自己啓発（自主研究グループ、通信教育ほか）		471人
教育委員会栄養士・調理員・用務員研修	10日	184人
水道局技術講習会（研究発表）	2日	60人
合 計	152日	1,441人

(2) 勤務評定の状況

一般行政職の昇任、異動に当たっての勤務評定は、次により実施しています。

評定方法

職員の成績（仕事の質・量） 態度（服務規律、責任感、協調性等） 能力（統率力、指導力、企画開発力等） 総合評価といった評定要素毎に、第1次評定者による当該職員の各評定要素に対する5段階の絶対評価と、第2次評定者による部内の分布制限を考慮した相対評価を行っています。評定者には、当該職員の直属の上司2名があたっています。

評定時期

前年の1月1日から12月末日までの1年間を対象に、毎年1月に実施しています。

対象者

平成17年度の勤務評定の被評定者は314人です。

次長・課長級	37名
補佐～副主幹級	193名
一 般	84名

8 福祉及び利益の保護の状況

(1) 厚生制度の状況

旧高岡市及び旧福岡町並びに高岡市における実績です。

区分	主な項目	対象者等	実施状況
健康管理	定期健康診断	全職員	2,035 人
	特殊職場健康診断	深夜業務従事職員	320 人
	人間ドック受診	希望職員	195 人
元気回復	永年勤続者保養施設宿泊施設助成	該当職員	94 人
	保養施設等の利用助成	該当職員	687 人
その他	祝金等の給付助成 (結婚祝金、出産祝金、死亡弔慰金等)	該当職員	420 人
	部活動、サークル活動助成	該当部、サークル	32 件
健康管理・福利事業に係る決算額			41,706 千円
うち職員互助会の事業に対する負担金			18,229 千円

(2) 公務災害補償の状況(平成17年度に申請のあったもの)

旧高岡市及び旧福岡町並びに高岡市における実績です。

区分	件数	公務災害の概要
公務災害	13	針刺事故、創傷、消防訓練中の事故など
通勤災害	2	通勤中の転倒、交通事故

9 公平委員会の業務の状況

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況

件数
0

(2) 不利益処分に関する不服申し立ての状況

件数
0